

新しい町名「翠光台」と 住居表示の実施について

あなたの住所の表し方が、
平成30年1月1日から変わります

はじめまして、
『翠光台』



お問い合わせなどにつきましては、下記までご連絡ください。

生駒市役所 市民部 市民課

TEL：0743-74-1111（内線307）

〒630-0288 生駒市東新町8番38号

生駒市

はじめに

皆さまのお住まいの区域では、町名の変更と住居表示の実施により、平成 30 年 1 月 1 日から、住所の表し方が変わります。

この冊子では、町名の変更と住居表示の実施により何が変わるのか、どのような手続が必要となるかについてご案内いたします。

住居表示は、「番地」による住所の表示を、「住居表示に関する法律」に基づいた表示方法に変えることによって、分りやすくする方法です。何かとお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

目 次

1	皆さまにお届けするもの・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	新しい住所の表し方・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	郵便番号について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	本籍の表し方・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	不動産の表し方・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	住所変更の手続について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7	新町・住居表示実施区域図・・・・・・・・・・・・・・・・	10
8	「翠光台」住居表示実施図・・・・・・・・・・・・・・・・	1

1 皆さまにお届けするもの

◆今回お届けしたもの

・新しい町名「翠光台」と住居表示の実施について	・町名の変更及び住居表示の実施に伴い、皆さまに知っていただきたいこと、住所変更手続等について説明した冊子（ 今ご覧いただいているこの冊子 のことです。）
・町名表示板 ・住居番号表示板	・門柱や玄関などの目立つところに取り付けていただくものです。 ・青色のプレートになっており、同封している接着剤を使って取り付けてください。
・通知用はがき(住所の表示変更のお知らせ)	・新しい表し方になった住所を知人などにお知らせするもので、送料は無料です。 ・通知用はがき専用の 返信用封筒 も同封しています。 ・ご使用方法などについては、4ページをご覧ください。

◆今後お届けするもの

・住所の表示変更証明書	・実施日以降(平成30年1月5日ごろ)に簡易書留でお届けいたします。 ・住居表示の実施によって新しい住所になったことを証明するものです。各種の住所変更手続にお使いください。 ・この証明書が不足する場合は、市役所1階市民課にて無料で発行いたします。
・本籍の変更について(お知らせ) ・所在地の表示変更証明書	・今回の 町名変更により本籍の変更があった方 に、「住所の表示変更証明書」と併せてお送りします。 ・「所在地の表示変更証明書」は、所在地について町名変更があったことを証明するものです。この証明書が不足する場合は、市役所1階市民課にて無料で発行いたします。

(参考) 前回お届けしたもの

・通知書(町の区域・名称の変更及び住居表示の実施について(通知))	・平成29年11月9日付けでお送りした文書です。 ・今回の町名の変更及び住居表示の実施により、新しい表し方になったあなたの住所が記載されています。 ・平成30年1月1日以降は、この 新しい住所 をお使いください。
-----------------------------------	---

2 新しい住所の表し方

新しい住所は、「町名」・「街区符号」・「住居番号」を使って、次のようになります。

《例》

(実施前) 生駒市 壱分町 68番地15

(実施後) 生駒市 翠光台 8番 1号

新町名 街区符号 住居番号

平成30年1月1日から

◇ 建物の新築等に際してのお願い

平成30年1月1日以後、翠光台において建物の新築又は建替えをされる場合は、住居番号を付ける必要がありますので、「住居新築届」により**市民課に届出**をお願いいたします。

届出をいただいた後、住居番号を決めて通知いたします。

住居表示を維持するため、皆さまのご協力をお願いいたします。

3 郵便番号について

平成30年1月1日から、郵便番号は、次のとおりとなります。

翠 光 台	630-0229
-------	----------

4 本籍の表し方

本籍が「翠光台」にあるときは、原則として新しい町名と今までの本籍の番地を使って表します。

なお、本籍が「翠光台」にある方には、「本籍の変更について（お知らせ）」という文書を実施日以降（平成30年1月5日ごろ）に郵送いたします。

《例》

(実施前)	生駒市	壱分町	68番地15
(実施後)	生駒市	翠光台	68番地15

新町名 今までの本籍の番地

※本籍が今回の住居表示実施区域外（「翠光台」の区域外）にある方は、本籍の変更はありません。

5 不動産の表し方

町名の表示は、「壱分町」から新町名「翠光台」になります。地番は、今までのものをそのまま使うことになります。

《例》土地の場合

(実施前)	生駒市	壱分町	68番15
(実施後)	生駒市	翠光台	68番15

新町名 今までの地番

《例》家屋の所在の場合

(実施前)	生駒市	壱分町	68番地15
(実施後)	生駒市	翠光台	68番地15

新町名 今までの番地

6 住所変更の手続について

新町及び住居表示の実施に伴い、住所や本籍、土地建物などの表し方が変わりますが、皆さまに住所変更の手続をしていただく必要のあるものと、自動的に書き換えられるものがあります。

以下に、手続が不要なものが必要なものについて、それぞれ主なものをご案内いたしますので、該当する項目をご確認ください。

◆手続の必要がないもの（その1）

関係機関等で自動的に書き換えられますので、個人での届出は必要ありません。

市役所関係	住民基本台帳（住民票）、戸籍簿（戸籍謄抄本）、戸籍の附票、印鑑登録原票（印鑑証明）、選挙人名簿、市税に係る課税台帳、上下水道の使用者の住所変更
市立小中学校	手続の必要はありません。
市役所以外の公共関係	<ul style="list-style-type: none">■奈良地方法務局（土地登記簿、建物登記簿）<ul style="list-style-type: none">・「表題部」の所在欄は、自動的に書き換えられます。・なお、所有者名義人などの住所は、ご本人の申請があるまで変わりません。8ページもご参照ください。■奈良県（県税に係る課税台帳）■NHK、NTT 西日本（固定電話）、関西電力、大阪ガス

◆手続の必要がないもの（その2）

郵便局(郵便物関係)	<ul style="list-style-type: none">・住所変更の手続は不要です。・なお、新町及び住居表示の実施後約1年間は、旧住所（実施前の表し方の住所）が書かれた郵便物でも配達されます。◆通知用はがき（住所の表示変更のお知らせ）<ul style="list-style-type: none">・知人の方などに新しい住所（実施後の表し方の住所）をお知らせするためのはがきを1世帯に50枚ずつ配布いたしますので、ご利用ください。・送料は無料です。使用される場合は、通知用はがきに宛先と新住所・あなたの氏名を記載していただき、一括して同封の封筒（専用の返信用封筒）に入れてポストに投函してください。・ご不明な点がある場合や、数量が不足する場合は、下記にお問い合わせください。 生駒郵便局 第1集配営業部（生駒市谷田町1234番地1） TEL：0743-75-0074
------------	---

<p>旅券(パスポート)</p>	<p>・住所変更の手続は不要です。</p> <p>・「所持人記入欄」に住所を記入されている場合は、ご自分で書き換えてください。</p> <p>(問合せ先) 奈良県旅券事務所 所在地：奈良市西大寺東町2丁目4番1号ならファミリー5階 TEL：0742-35-8601</p>
<p>国民年金第1号被保険者の方</p>	<p>・住所変更の手続は不要です。</p> <p>・なお、第2号被保険者及び第3号被保険者の方は、勤務先等への届出が必要となります。</p> <p>(問合せ先) 生駒市役所 高齢施策課 庶務年金係</p>
<p>国民健康保険被保険者証</p>	<p>・住所変更の手続は不要です。</p> <p>・市役所で住所を書き換え、新しいものを1月に郵送します。</p> <p>(問合せ先) 生駒市役所 国保医療課 国保係</p>
<p>乳幼児医療費受給資格証 子ども医療費受給資格証 ひとり親家庭等医療費受給資格証 心身障害者医療費受給資格証</p>	<p>・住所変更の手続は不要です。</p> <p>・市役所で住所を書き換え、新しいものを郵送します。</p> <p>(問合せ先) 生駒市役所 国保医療課 福祉医療係</p>
<p>後期高齢者医療被保険者証</p>	<p>・住所変更の手続は不要です。</p> <p>・市役所で住所を書き換え、新しいものを郵送します。</p> <p>(問合せ先) 生駒市役所 国保医療課 福祉医療係</p>
<p>介護保険被保険者証</p>	<p>・住所変更の手続は不要です。</p> <p>・市役所で住所を書き換え、新しいものを郵送します。</p> <p>(問合せ先) 生駒市役所 介護保険課 事業推進係</p>
<p>児童扶養手当の証書</p>	<p>・住所変更の手続は不要です。</p> <p>(問合せ先) 生駒市役所 こども課 庶務係</p>
<p>母子健康手帳</p>	<p>・住所変更の手続は不要です。</p> <p>・住所欄については、ご自分で書き換えてください。</p> <p>(問合せ先) 生駒市役所 健康課 (セラビーいこま) TEL：0743-75-2255</p>

◆個人で住所変更の手続をしていただくもの

各手続は、**実施日（平成30年1月1日）以降**にお願いします。

☑運転免許証

自動車運転免許証の住所変更	<p>・実施日以降、必要に応じて変更手続をお願いします。</p> <p>【手続先】生駒警察署 所在地：生駒市東松ヶ丘6番20号 TEL：0743-74-0110</p> <p>(必要書類)</p> <p>(1) 住所の表示変更証明書 (2) 運転免許証</p> <p>※本籍が変更になる方は、「所在地の表示変更証明書」も必要です。</p>
----------------------	---

☑自動車・オートバイ

普通自動車・小型二輪（250ccを超えるもの）の所有者・使用者の住所変更	<p>・実施日以降、速やかに変更手続をお願いします。更新時期が近いときは、更新手続と併せて手続されても差し支えありません。</p> <p>【手続先】近畿運輸局 奈良運輸支局 所在地：大和郡山市額田部北町981番地の2 TEL：050-5540-2063</p> <p>(必要書類)</p> <p>(1) 申請書（第1号様式） (2) 住所の表示変更証明書 (3) 車検証 (4) 印鑑</p> <p>※使用者と所有者が異なる場合、双方の印鑑が必要となります。 ※代理人が手続をする場合は、委任状が必要です。</p>
軽自動車の所有者・使用者の住所変更	<p>・実施日以降、変更手続をお願いします。更新時期が近いときは、更新手続と併せて手続されても差し支えありません。</p> <p>【手続先】軽自動車検査協会 奈良事務所 所在地：大和郡山市額田部北町980番地の2 TEL：050-3816-1845</p> <p>(必要書類)</p> <p>(1) 住所の表示変更証明書 (2) 車検証</p>

<p>125ccを超え250cc以下のオートバイ(軽二輪)の所有者・使用者の住所変更</p>	<p>・実施日以降、速やかに変更手続きをお願いします。</p> <p>【手続先】近畿運輸局 奈良運輸支局 所在地：大和郡山市額田部北町 981 番地の 2 TEL：050-5540-2063</p> <p>(必要書類)</p> <p>(1) 軽自動車届出済証記入申請書 (2) 住所の表示変更証明書 (3) 軽自動車届出済証 (4) 印鑑</p> <p>※使用者と所有者が異なる場合、双方の印鑑が必要となります。 ※代理人が手続をする場合は、委任状が必要です。</p>
<p>125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車の所有者の住所変更</p>	<p>・市役所で住所を書き換えますので、住所変更の手続は不要です。 (問合せ先) 生駒市役所 課税課 庶務係</p>

☑健康保険等

<p>健康保険証(全国健康保険協会や健康保険組合で管理しているもの)の住所変更</p>	<p>・それぞれ異なりますので、勤務先等の担当にお問い合わせください。</p>
---	---

☑その他の医療証・手帳・証書

<p>身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の住所変更</p>	<p>・特に期限はありませんので、実施日以降、必要に応じて変更手続きをお願いします。</p> <p>【手続先】生駒市役所 障がい福祉課 障がい福祉係</p> <p>(必要書類)</p> <p>(1) お持ちの障害者手帳 (2) 印鑑</p>
<p>自立支援医療受給者証の住所変更(更正医療・育成医療・精神通院医療)</p>	<p>・特に期限はありませんので、実施日以降、必要に応じて変更手続きをお願いします。</p> <p>【手続先】生駒市役所 障がい福祉課 障がい福祉係</p> <p>(必要書類)</p> <p>(1) 受給者証 (2) 印鑑</p>
<p>特別児童扶養手当の証書</p>	<p>・実施日以降、変更手続が必要ですので、下記の手続先までお問い合わせください。</p> <p>【手続先】生駒市役所 こども課 庶務係</p>

☑年金等

厚生年金・国民年金を受給されている方	・変更手続が必要な場合とそうでない場合とがありますので、下記にお問い合わせください。 (問合せ先) 奈良年金事務所 (奈良市芝辻町 4 丁目 9-4) TEL : 0742-35-1372
共済年金を受給されている方	・共済組合ごとに手続の仕方が異なりますので、各共済組合にご確認ください。
国民年金第2号被保険者又は第3号被保険者の方	・勤務先にお問い合わせください。

☑マイナンバーカード等

マイナンバーカード(個人番号カード)の住所変更	・特に期限はありませんので、実施日以降、必要に応じて変更手続をお願いします。 【手続先】 生駒市役所 市民課 (必要書類) マイナンバーカード
住民基本台帳カード(顔写真付きのもの)の住所変更	・特に期限はありませんので、実施日以降、必要に応じて変更手続をお願いします。 【手続先】 生駒市役所 市民課 (必要書類) 住民基本台帳カード
在留カード・特別永住者証明書の住所変更	・特に期限はありませんので、実施日以降、必要に応じて変更手続をお願いします。 【手続先】 生駒市役所 市民課 (必要書類) 在留カード・特別永住者証明書

☑不動産(土地・建物)

土地・建物の所有者の住所変更登記	・特に期限はありませんが、売買、贈与、抵当権の設定などをするときには変更する必要がありますので、実施日以降、必要に応じて変更登記の手続をお願いします。 【手続先】 奈良地方法務局 所在地：奈良市高畑町 552 番地 TEL : 0742-23-5534 (代表)
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記	・特に期限はありませんので、実施日以降、必要に応じて変更登記の手続をお願いします。 【手続先】 奈良地方法務局 所在地：奈良市高畑町 552 番地 TEL : 0742-23-5534 (代表)

※不動産登記申請手続については、奈良地方法務局のホームページもご覧ください。

☑その他

その他	<ul style="list-style-type: none">・勤務先、学校（市立小中学校を除く。）、銀行、保険会社などで住所変更の手続きが必要な場合がありますので、お手数ですが、それぞれにお問い合わせください。・なお、NHK、NTT 西日本（固定電話）、関西電力及び大阪ガスについては、住所変更の手続きは不要です。（p4 もご覧ください。）
------------	---

7 新町・住居表示実施区域図



8 「翠光台」住居表示実施図

